

判決年月日	平成 1 7 年 1 2 月 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成 1 7 年(行ケ)第10190号		
○ 審決の認定した相違点を前提としても，同相違点に係る構成を想到することは容易であったとして，これと異なる判断をした審決が取り消された事例			

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

Y は，発明の名称を「路面覆工方法」とする本件特許の特許権者である。

X が無効審判を請求したところ，特許庁は，「本件審判の請求は，成り立たない。」との本件審決をしたため，X がその取消を求めて本件訴訟を提起した。

判決は，次のとおり判示して，本件審決を取り消した。

「以上のとおり，仮に，本件審決の認定した本件発明 1 と甲 5 発明との相違点を前提としても，甲 5 発明に基づき，同相違点に係る本件発明 1 の構成を想到することは，当業者であれば容易に行うことができたことであるから，この点についての本件審決の判断は誤りであるというべきである。そして，本件発明 1 において山留を断面 L 字形の部材に限定した本件発明 2 についても，同様に本件審決の判断は誤りである。」